

民法（債権法）改正に関するシンポジウム

法制委員会委員長 米山 健也（44期）

1 はじめに

法制委員会は、さる2008年10月9日、「民法（債権法）改正に関するシンポジウム」を開催した。

このシンポジウムの目的は、次の三点を会員に知らせることである。

第1点は、現在、民法（債権法）改正検討委員会を中心として進められている民法（債権法）改正に関する状況、第2点は、民法（債権法）改正の問題点、そして、第3点は、民法（債権法）改正における東京弁護士会法制委員会及び日本弁護士連合会司法制度調査会民事部会での検討状況である。

2 発表の概要

(1) 民法（債権法）改正検討委員会での議論の状況（筆者）

民法（債権法）改正検討委員会（以下「改正検討委員会」という）は、民法典の債権法を中心とする領域について、抜本改正の基礎となるような「改正の基本方針（改正試案）」を作成することを目的として、学会の有志が自発的に組織した研究グループである。

改正検討委員会は、2008年度中に改正の基本方針（改正試案）を取りまとめることを目標としている。

改正検討委員会は、担当領域ごとに第1準備会から第5準備会まで5つの準備会を設置し、この準備会、全体会議及び幹事会において議論がなされている（注）。

(2) 民法（債権法）改正の問題点（鈴木仁志委員）

改正検討委員会の事務局長でもある内田貴法務省参与（以下「内田参与」という）によれば、今回の民法（債権法）改正は、具体的不都合の手直しとは質的に違った



作業とされている。すなわち、民法典を抜本的に改正してほしいとのニーズが国内に存在するものではない。

内田参与によれば、民法（債権法）改正の理由は、①民法の「人」概念の実質化（商人概念及び消費者概念の民法典への取込み）、②民法典は誰のためにあるか（民法典をわかりやすくする）、③民法の空洞化（特別法の汎濫）及び④地域的世界的統一傾向にあるとされるが、このような理由に基づく民法（債権法）の改正には、それぞれ問題をはらんでおり、かえって法的安定性が損なわれる危険性がある。

(3) 各準備会における具体的な議論の状況（青木耕一委員）

青木耕一委員から、第1準備会から第5準備会までにおける議論の状況の報告がなされたが、紙面の関係上、詳細は割愛する。

(4) 日本弁護士連合会での検討状況（大西英敏委員・日本弁護士連合会司法制度調査会副委員長）

日本弁護士連合会では、司法制度調査会民事部会において、2006年4月以降、この問題を検討しており、早稲田大学の鎌田薫教授（改正検討委員会委員長）を招いた勉強会を開催したり、内田参与との協議を行ったりしている。

(5) 法制委員会での検討状況（筆者）

法制委員会は、2008年10月1日付けで、民法（債権法）改正に関する意見書を東京弁護士会会長宛に提出した。

3 終わりに

今年は、おそらく、法制審議会における民法（債権法）改正についての議論が開始されるものと考えられる。仮

に、民法（債権法）改正が行われるとすれば、それは、真に国民のためになるものでなければならない。このような観点から、一人でも多くの会員に、民法（債権法）改正の問題に関心を持っていただきたい。

（注）詳細については、改正検討委員会のウェブサイト <http://www.shojihomu.or.jp/saikenhou/indexja.html> を参照されたい。

第23回 東京弁護士会人権賞 カネミ油症被害者支援センターと北朝鮮難民救援基金に決定

東京弁護士会人権賞選考委員会（委員長 東京外国語大学 西立野園子名誉教授）は、2008年度の東弁人権賞に2団体を決定し、12月4日に司法記者クラブで発表した。授賞式は2009年1月7日の東京弁護士会新年式で行われる。受賞者のプロフィールは次のとおりである。

◎カネミ油症被害者支援センター

2002年6月設立。1968年に発生した、1万人を超える被害届のあった国内最大規模の食品公害事件「カネミ油症事件」の全面的な被害者救済のために取り組んでいる。多くの人々は「カネミ油症事件は終わった」という認識を持っているが、被害者はさまざまな症状に苦しみ続けているという状況を打破するため、結成された。主な活動としては、全被害者の掘り起こしやケア、健康被害実態調査の実施をはじめ、国会議員や関係省庁への要請、人権救済の申立て、また補償給付の抜本的改善を求めてカネミ倉庫との交渉などを行っている。こうした活動を通じて、2007年にはカネミ油症事件仮払金債権の免除に関する特例法を成立させるに至った。



◎特定非営利活動法人 北朝鮮難民救援基金

1998年9月設立。北朝鮮難民救援基金は、北朝鮮から第三国に脱出した難民の安全を図り、生活を支援し、さらに「難民の地位に関する条約」に基づく難民として処遇されるよう、その保護、認定・永住を実現するための活動、及び北朝鮮国内の民衆に対して食料等の援助を行うことを目的として設立された。その活動資金はすべて個人の募金で支えられ、政治的思想や宗教などと無関係に、純粋に北朝鮮による政治的・社会的抑圧、飢餓と貧困に苦しむ人々の生命と人権を守るための活動を続けている。活動範囲は多岐にわたり、脱北者を匿うシェルターの提供や、移住の支援、子どもたちの「教育里親プログラム」などがある。